

◎新潟県選挙管理委員会告示第98号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成28年10月16日執行の新潟県知事選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成28年 9月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>候補者氏名</p>	<p>平成二十八年十月十六日執行 点字投票</p> <p>新潟県知事選挙投票</p> <p>○注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>印</p>
--------------	---